

# 茨城県報

号 外

昭和50年10月8日

水 曜 日

(明治35年3月17日)  
第三種郵便物認可

## 規 程

### (選挙管理委員会)

#### 茨城県選挙管理委員会規程第1号

公職選挙法による選挙運動等に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

昭和50年10月8日

茨城県選挙管理委員会

委員長 中 島 鏡 太 郎

#### 公職選挙法による選挙運動等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法による選挙運動等に関する規程(昭和30年茨城県選挙管理委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 ポスター及び新聞雑誌」を「第4章 ビラ、ポスター及び新聞雑誌」に改める。

「第4章 ポスター及び新聞雑誌」を「第4章 ビラ、ポスター及び新聞雑誌」に改める。

第11条を次のように改める。

(選挙運動用ビラの届出)

第11条 法第142条第1項第1号及び第2号の規定によるビラを県委員会に対して届け出る場合には、別記第8号様式による届出書に当該ビラの見本2枚(種類が異なる場合は、それぞれ2枚)を添えてしなければならない。

第11条の2及び第11条の3として次のように加える。

(ビラ用証紙の交付)

第11条の2 法第142条第4項の規定により県委員会が交付する証紙は、別記第8号様式の2による。

2 前項の証紙の交付を受けようとする者は、県委員会が交付する別記第8号様式の3の証紙交付票に候補者の氏名を記入し、その印を押すとともに、これに証紙をはるべきビラの見本1枚(記載内容が異なる場合は、それぞれ1枚)を添え、県委員会に提出しなければならない。

3 交付した証紙の枚数が当該選挙において使用することのできる枚数に達しないときは、県委員会は、証紙交付票の裏面に交付した証紙の枚数を記入し、県委員会の書記長の印を押して提出者に返すものとする。

4 第8条から第10条までの規定は、第2項の証紙交付票の交付、再交付及び返付について準用する。

(ポスター用証紙の交付)

第11条の3 前条の規定は、法第144条第2項の規定による証紙の交付について準用する。この場合において、前条第1項中「法第142条第4項」とあるのは「法第144条第2項」と、「別記第8号様式の2」とあるのは「別記第8号様式の4」と、同条第2項中「ビラ」とあるのは「ポスター」と読み替えるものとする。

第46条の見出しを「(政治活動用証紙の交付)」に改める。

第47条の2中「別記第36号様式の2」を「別記第36号様式の5」に改め、同条を第47条の3とし、第47条の次に次の1条を加える。

(立札、看板の類の証票の交付)

第47条の2 法第143条第15項の規定による表示は、県委員会が交付する別記第36号様式の2による証票を用いてしなければならない。この場合において、証票は立札及び看板の類の表面にはらなければならない。

2 前項の証票の有効期限は、県委員会が定める期間とする。

3 公職の候補者若しくは、公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。以下「候補者等」という。)又は当該候補者等に係る法第199条の5第1項に規定する後援団体(以下「後援団体」という。)が第1項の証票の交付を受けようとする場合においては、候補者等にあつては別記第36号様式の3の証票交付申請書を、後援団体にあつては別記第36号様式の4の証票交付申請書を県委員会に提出しなければならない。

4 県委員会は、前項の証票交付申請書の内容を審査し、適正であると認めたときは、すみやかに第1項の証票を申請者に交付するものとする。

5 第9条の規定は、第1項に規定する証票を紛失し又は破損したため再交付を受けようとする場合について準用する。

第71条中「法第197条の2」を「令第128条の2」に改める。

別表第3の報酬の項中「1日につき 2,000円」を「1日につき 3,000円」に、(に)宿泊料の項中「1夜につき 4,000円」を「1夜につき 6,000円」に、(ほ)弁当料の項中

「1食につき 300円 1日につき 900円」を「1夜につき 400円 1日につき 1,200円」に、(へ)茶菓料の項中「1日につき 100円」を「1日につき 200円」に、基本日額の項中「2,000円」を「3,000円」に、宿泊料の項中「1夜につき 3,400円」を「1夜につき 5,200円」に改める。

第8号様式を次のように改める。

第8号様式(選挙運動用ビラ届出書様式)

選挙運動用ビラ届出書

公職選挙法第142条第1項第1号(第142条第1項第2号)の規定によるビラを別添のとおり届け出ます。

昭和何年何月何日

候補者 住 所

氏 名

印

茨城県選挙管理委員会

委員長 氏 名

殿

備 考 ビラの見本2枚(種類が異なる場合は、それぞれ2枚)を添付すること。

第8号様式の2表中「選挙運動用ポスター証紙交付票」を「選挙運動用ビラ(ポスター)証紙交付票」に改め、同様式を第8号様式の3とする。

第8号様式の2として、次の様式を加える。

第8号様式の2(選挙運動用ビラ証紙様式)

|            |      |
|------------|------|
| 昭和 何 年     | 執行   |
| 何          | 選挙   |
|            | (ビラ) |
| 番          | 号    |
| 茨城県選挙管理委員会 |      |

備 考

地模様、色、その他の体裁は、そのつど定める。

第8号様式の4として、次の様式を加える。

第8号様式の4(選挙運動用ポスター証紙様式)

|            |        |
|------------|--------|
| 昭和 何 年     | 執行     |
| 何          | 選挙     |
|            | (ポスター) |
| 番          | 号      |
| 茨城県選挙管理委員会 |        |

備 考

地模様、色、その他の体裁は、そのつど定める。

第36号様式の2を第36号様式の5とし、第36号様式の次に次の3様式を加える。

**第36号様式の2 (立札、看板の類の証票様式)**

|            |      |
|------------|------|
| 政治活用動事務所   |      |
| 昭和 年 月     | まで有効 |
| 番          | 号    |
| 茨城県選挙管理委員会 |      |

備考

地模様、色、その他の体裁は、そのつど定める。

**第36号様式の3 (申請者が候補者等の場合の証票交付申請書様式)**

**証 票 交 付 申 請 書**

公職選挙法による選挙運動等に関する規程第47条の2第3項の規定により証票の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

昭和何年何月何日

候補者等 住 所

氏 名

職 業

㊟

茨城県選挙管理委員会

委員長 氏 名

殿

記

- 1 証票交付申請枚数 枚
- 2 立札及び看板の類の掲示に関する事項

| 事 務 所 の 所 在 地 | 立札・看板の類の数 | 立札・看板の類の規格及び記載内容 |
|---------------|-----------|------------------|
|               |           |                  |

第36号様式の4 (申請者が後援団体の場合の証票交付申請書様式)

証 票 交 付 申 請 書

公職選挙法による選挙運動等に関する規程第47条の2第3項の規定により証票の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

昭和何年何月何日

後援団体の名称

事務所の所在地

代 表 者 住 所

氏 名

㊟

茨城県選挙管理委員会

委員長 氏 名

1 推薦又は支持する候補者

住 所

氏 名

職 業

2 政治団体としての届出先

3 証票交付申請枚数 枚

4 立札及び看板の類の掲示に関する事項

| 事 務 所 の 所 在 地 | 立札・看板の類の数 | 立札・看板の類の規格及び記載内容 |
|---------------|-----------|------------------|
|               |           |                  |

付 則

この規程は、昭和50年10月14日から施行する。

★ 県政の総覧～県民の六法★

## 茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は，昭和49年4月1日から送料とも1カ月700円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 7 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人 茨 城 県  
発行所

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所